

## 三重労働局からのお知らせ

### チャレンジ！働き方改革～三重労働局雇用環境・均等室より～

#### その1 平成30年4月1日から有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化します

働き方改革の一環として、非正規雇用労働者の待遇改善が重要課題として位置づけられています。多様で柔軟な働き方の選択を広げ、だれもが活躍できる社会を創って行くために非正規雇用の待遇改善に取り組みましょう。

##### ☆無期転換ルールについて

- ・労働契約法の改正により有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール（無期転換ルール）が導入されています。

##### ☆無期転換ルールの特例として高年齢者等に対する特例が設けられています

- ・無期転換ルールには、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」により特例が設けられており、この特例には、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等に対する特例が設けられています。
- ・具体的には、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、労働局にてあらかじめ認定を受けることにより、無期転換申込権が発生しないというものです。

●詳しくは、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」URLへ <http://muki.mhlw.go.jp>

または、三重労働局雇用環境・均等室へ（☎059-226-2110）

#### その2 助成金の活用で働き方改革を加速化しましょう

非正規雇用労働者の待遇改善や、中小企業事業主による従業員の健康確保のための職場環境の整備等の取組など、働き方改革に取り組もうとする事業主の皆様に対するさまざまな助成金制度があります。

##### さまざまな助成金制度がありますが、一例として…

###### ①キャリアアップ助成金 ⇒ 有期契約労働者等の待遇改善を目的として助成されるもの

有期契約労働者、短時間労働者等、いわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

###### ②職場意識改善助成金 ⇒ 従業員の健康確保のための職場環境の整備等の取組を支援するもの

勤務間インターバル導入コース：労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向けた勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を中小企業事業主に対して助成。

●お問合せ先 ①→三重労働局職業安定部職業対策課（☎059-226-2111）

②→三重労働局雇用環境・均等室（☎059-261-2978）

#### お知らせ 平成29年10月1日から育児・介護休業法が一部改正されます

●1歳6か月以後も保育園等に入れないなどの場合には、会社に申出て育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

改正育児・介護休業法については、三重労働局雇用環境・均等室へ（☎059-226-2318）

◎労働保険料(平成28年度確定・29年度概算)の申告・納付は、平成29年6月1日(木)から7月10日(月)までです。  
お忘れなく！お早めに！

◆  
◎年度更新集合受付会を開催します。  
日時：7月6日(木)、7日(金)、10日(月) 9時～16時  
場所：四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署など9会場  
詳しくは、三重労働局総務部 労働保険徴収室  
TEL059-226-2100 へ

#### アルバイトの労働条件を確かめよう!!

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に多くの学生がアルバイトを始める4月から夏休みまでを実施期間として労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています（実施期間：平成29年4月1日から7月31日まで）。期間中は、学生アルバイトの労働条件確保に向けた周知・啓発活動のほか、大学等での出張相談などを行う予定です。

詳しくは、三重労働局雇用環境・均等室

TEL059-226-2110 へ